

私立保育園（北部地域）運営事業者募集要項

令和 7 年 7 月

刈谷市次世代育成部子ども課

目次

1	趣旨	3
2	募集内容	3
	（1）募集保育園の事業形態	3
	（2）設置場所	3
	（3）開園予定日	3
	（4）実施事業	3
3	応募資格	6
4	保育園設置等に関する条件	7
5	保育所の運営に関する条件	9
6	事前申出及び質問	12
	（1）応募検討事前申出書及び質問書の提出	12
	（2）留意事項	13
7	応募申込みについて	13
	（1）申込方法	13
	（2）提出書類の体裁	14
	（3）応募に関する留意事項	15
8	審査について	17
	（1）選定方法	17
	（2）事業者の決定	17
	（3）選定結果の通知等	17
9	事業者選定スケジュール	18
10	その他留意事項	18

1 趣旨

この要項は、刈谷市で急増する保育需要に対応するため、北部地域に、愛知県知事の設置認可を受けて0歳児クラスから5歳児クラスまでを受け入れる保育園（以下「募集保育園」という。）を1箇所設置し、及び運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を募り、事業計画等の内容について審査し、事業者の選定を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集内容

（1）募集保育園の事業形態

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項に基づく認可を受けて開設する保育所の設置及び運営とする。

（2）設置場所

国道1号から愛知県道239号（岡崎豊明線）の間（それぞれの道路に接する土地を含む。）の市域であって、浸水想定区域外（刈谷市水害ハザードマップ（令和7年2月版）参照）とすること。

敷地面積は、3,000平方メートル程度（保護者用駐車場を含む）とすること。

※ 建築規制、建築許可、道路幅員等は、市建築課、土木管理課、まちづくり推進課及び農政課で確認してください。

（3）開園予定日

令和10年4月1日

（4）実施事業

保育事業については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設運営基準」という。）、及び愛知県の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号。以下「愛知県条例」という。）のほか、次の内容に従い実施すること。

保 育 事 業	条 件
通常保育	認可定員 140人
	受入年齢 生後6月以降から
	基本時間 8:30～16:30
	標準時間 7:30～18:30
	給食 自園調理（※1）
延長保育	通年早朝 7:00～7:30
	通年夜間 18:30～20:00 （最低条件）
休日保育等	1日あたり定員140人 実施日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで 注1：延長保育を実施すること。 注2：給食費等は園で徴収すること。 注3：休日保育及び土曜保育において、定員までは他園の園児も受け入れること。 （最低条件）
障害児・医療的ケア児保育	障害児（※2）・医療的ケア児（※3）の受入れ体制を整えること。
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）及び一時保育	1日あたり定員10人以上（※4） 実施日 通年を原則とする 実施時間 8:30～16:30 （最低条件）

保 育 事 業	条 件
病児・病後児保育	1日あたり定員4人以上 実施日 月～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く 実施時間 8：30～17：00（※5） 対象児童 生後6月から小学校3年生まで 料金 1日あたり2,000円とする （最低条件）

- ※1 食物アレルギー・乳糖不耐症・宗教食等に対して柔軟に対応するようにするとともに、休日保育においても自園調理で対応すること。
- ※2 障害児とは、本市が障害児として保育の実施を認めた児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。
- ※3 想定する医療的ケア児は経管栄養及び導尿とするが、その他の医療的ケア児についても可能な限り積極的に受け入れること。
- ※4 乳児等通園支援事業と一時保育事業合わせて10名以上の定員を確保すること。ただし、開園後の利用者ニーズに応じて、両事業の定員割合については子ども課と協議することができるものとする。
- ※5 病児・病後児の精神的・体力的な疲労を考慮し、閉所時間は17時を超えないようにすること。

3 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有する者であり、保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）における各法人別の審査基準を満たすこと。
- (2) 愛知県内において、現に認可保育所又は認定こども園を運営していること。
- (3) 事業者が現に運営している施設について、直近3年度に実施された所轄庁による指導監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。また、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされていること。
- (4) 法第35条第5項各号のいずれにも該当すること。
- (5) 募集保育園の安定的な運営に必要な能力、資力等を有すること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律225号）等による手続き中の法人でないこと。
- (7) 刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号。以下「排除条例」という。）第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。また、排除条例に基づく排除対象事業者でないこと。
なお、選定された後に、排除措置対象事業者であることが判明し、愛知県より排除要請があった場合は、原則として決定の取消しをする。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) この要項に基づく申込の日から審査決定通知日までの間に本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 子ども・子育て支援法（平成24年号外法律第65号。以下「支援法」という。）附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費のうち、改善基礎分全額について、愛知県知事より加算を停止されていないこと。
- (11) 法、支援法、児童福祉施設の設備運営基準その他の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育の実施に当たる意思があること。
- (12) 本市の条例及び規則並びに指導を遵守できること。
- (13) 本市の保育行政を十分に理解し、積極的に協力すること。具体的には、本市の定例会（園長会）や研修へ参加し、かつ、本市の行事（ちびっこ絵画

展等）に協力すること。

（１４）応募時点で次に該当する事業者でないこと。

ア 国税及び地方税を滞納している事業者

イ 役員等に、次のいずれかに該当する者がいる事業者

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）拘禁刑に処せられ、その執行を終えた日から又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（ウ）拘禁刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留され又は起訴された者で、判決が確定に至るまでの者

（エ）心身の故障により業務を執行できない者又は未成年者

４ 保育園設置等に関する条件

運営事業者は、提案に当たり、次に掲げる条件のいずれにも該当しなければならない。

（１）運営事業者自らが児童福祉法第３９条に規定する保育所を所有し、運営を行うこと。

（２）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「基準法」という。）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、愛知県条例、設備運営基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成２６年９月５日雇児発０９０５第５号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「設備運営基準通知」という。）その他の関係法令を遵守すること。また、本市及び関係機関との綿密な協議を実施し、児童及び保護者に対し、より良い教育・保育環境を将来にわたって提供していくこと。

（３）基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

（４）基準法における耐震基準（昭和５６年６月１日施行）により建築された建物であること。

（５）設備運営基準第３２条及び第３２条の２に基づく建物であること。構造等の詳細については、設備運営基準通知を確認すること。

- (6) 施設の整備に要する諸費用（設計、建設・外構工事、給水装置の新設等の分担金その他の費用一切を含む。）は、運営事業者の負担とすること。
- (7) 就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知）に定める就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づき、こども家庭庁から交付される就学前教育・保育施設整備交付金を財源に補助金を交付するため、設計料加算を受けたい場合は、こども家庭庁から就学前教育・保育施設整備交付金の内示が決定されるまでは、実施設計契約及び工事請負契約を締結しないこと。
- (8) 当該事業が、就学前教育・保育施設整備交付金の対象事業として採択された場合は、本市の予算措置がなされることを条件として補助金が交付されるものとする。この場合において、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人以外の法人については、当該交付金の補助対象となる設置主体に含まれない可能性があるため、留意すること。
- (9) 事業を行うために締結する契約（工事請負契約等）については、一般競争入札に付するなど刈谷市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (10) 施設整備（建設等）及び運営に当たっては、次の事項を遵守すること。
- ア 施設の設計・計画に当たっては、騒音対策、調理室からの臭気対策、日照権、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵及び植栽、外観等のデザイン等、近隣の居住環境に十分配慮して計画すること。
- イ 運営事業者選定後の施設整備に当たっては、自治会、近隣住民等に対し、整備計画や運営等について適宜説明や調整を行うとともに、要望、苦情、紛争等についても運営事業者の責任において、誠意をもって対応すること。
- ウ 工事施工に当たっては、近隣住民等に対し、工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両計画等に留意するなど近隣地域への影響に十分配慮すること。
- エ 開園6月前から入園を希望する保護者へ向けた説明会を最低2回程度、開催（同日に2回開催でも可能）すること。この場合において、会場は運営事業者が確保すること。
- オ 入園申込みの受付及び面接会場の確保等、入園に向けた対応は、運営事業者が行うこと。

カ 本市建築技師の指導に従い、近隣住民、園児及びその保護者その他の関係者に適宜配慮すること。

(11) 施設の整備に当たっては、保育室等について、次のとおり配慮すること。

ア 各室の配置や形状等について、園児及び職員の動線や保育環境に配慮すること。

イ その他構造・設備等について、落下及び転倒に対する防止、指はさみ防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止対策等を講じた、安心安全な保育環境を整備すること。

(12) 愛知県による認可取得が前提となるため、開園予定日の6月前までに「保育所設置認可申請書」を提出し許可を得ること。

(13) 施設整備を行う土地については、土地売買契約又は賃貸借契約の内諾を得ていること。

(14) 施設整備を行う土地については、浸水想定区域外（刈谷市水害ハザードマップ（令和7年2月版）参照）とすること。

(15) 建築確認や開発協議等を必要とする場合は、施設整備に関わる諸手続を含めた計画とすること。

(16) その他、通園児の安心安全に資する最適な設備を維持すること。

5 保育所の運営に関する条件

運営事業者は、提案に当たり、次に掲げる全ての条件に該当しなければならない。

(1) 特定教育・保育施設運営基準を遵守した運営であること。

(2) 設備運営基準を遵守した運営であること。

(3) 愛知県条例を遵守した運営であること。

(4) 施設長については、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、保育所保育指針を熟知しており、保育の実施と運営上の根拠となる法令のほか、基本的な関係法令（福祉分野に限らず、厚生労働、防災、環境への配慮に関するもの等）を正しく理解しており、次のア及びイのいずれにも該当するものを配置すること。

ア 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する

と認められる者

イ 常時実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従し、かつ、有給のものである者

（５）保育計画の立案等の主任業務を担う主任保育士を初年度より配置するとともに、それを補佐する副主任保育士を開所後３年以内に、令和６年度末時点の公定価格基準である処遇改善等加算Ⅱを取得できる体制の配置をすること。

（６）保育士の配置については、次に掲げる配置基準を満たすこと。その他の配置基準等については、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和５年５月１９日こ成保３８・５文科初第４８３号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）別紙２Ⅱ１（２）及び愛知県条例の基準を遵守し、運営に当たり必要な保育士等を確実に確保すること。加えて医療的ケア児受入れにも対応可能な保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持つものを１名以上配置すること。

ア ４歳以上児２５人につき１人

イ ３歳児１５人につき１人

ウ ２歳児６人につき１人

エ １歳児５人につき１人

オ ０歳児３人につき１人

（７）事務員を１名以上配置するとともに、必要に応じて非常勤職員を配置し、児童及び職員の処遇改善（刈谷市職員の給与に準拠）を確実に実施し、さらに職員の福利厚生及び職員体制の充実に努めること。

（８）令和６年度末時点の公定価格基準である処遇改善等加算ⅠⅡⅢを３年以内に全て取得できる体制にするとともに、配置した職員については積極的に外部・園内の研修に旅費及び残業手当を保障した上で参加させ、施設長を含めた職員の全体の資質向上に努めること。また、正規職員のうち常勤である者全員の給料について市から格付けを受け、かつその額以上の給料を支給すること。

（９）給食の実施については、自園調理とし、次の事項に十分注意して給食を提供すること。１０時（０歳児クラス、１歳児クラス及び２歳児クラスのみ）、１５時及び１９時の補食として提供を行うこと。なお、調理業務は委託する

ことができるが、その場合は、保育所における調理業務委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。

ア 園で提供する食事については、季節感のあるものを適時・適温で提供すること。

イ 園児の発達段階や健康状態に応じた幼児食、乳児食、離乳食、アレルギー食（除去食、代替食）等への配慮を行うこと。

ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針に基づき、各年齢の発育・発達過程に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食等を実施するとともに、必要に応じて児童に対し栄養指導を行い、保護者に対する食を通じた子育て支援を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

カ 任意ではあるが、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添。最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）を活用すること。

キ 日本人の食事摂取基準（2025年度版）を活用し、子どもの発達状態に応じた必要なエネルギーや栄養素が確保できるよう留意すること。

（10）緊急時・災害時の対応について、事前に本市及び保護者に明確にすること。

（11）事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに本市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。

（12）保護者、園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。

（13）保護者との意思疎通を図り、質問及び要望等には責任を持って対応するとともに、保護者の意見を保育所運営に反映させること。

（14）苦情解決体制を整備し、保護者に誠意をもって対応し、その内容等を本市及び保護者に対し、明確にすること。

（15）保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に

取り組むこと。

- (16) 利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結び付けるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開すること。
- (17) 本市が決定する保育料以外の費用を保護者から求める場合は、あらかじめ、本市と協議を行い、承認を得ること。また、保護者に対しては、当該費用の使途及び額並びに費用を求める理由について、書面により明らかにすること。なお、当該内容について、インターネット等を活用し、公表及び公開に努めるとともに、事前に保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ること。
- (18) 本市の待機児童解消対策に協力すること。
- (19) 自治会等の地元との連携を積極的に行うこと。
- (20) 病児・病後児保育については、市子育て支援課の指示に従うこと。また、病児保育事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）に定める病児保育事業実施要綱に基づき実施すること。
- (21) その他、本市市民に対する保育制度の歴史的経緯を踏まえた要請に応じるとともに、本市が独自に実施する巡回指導を受け、運営改善を確実に行うこと。

6 事前申出及び質問

(1) 応募検討事前申出書及び質問書の提出

応募に関する事前申出及び質問を次に定める方法により受付する。

ア 受付期間

令和7年7月1日（火）から同月11日（金）まで
午前9時から午後5時まで

イ 申出・質問方法

応募検討事前申出書（様式第1号）及び申込みに係る質問書（様式第2号）により受け付ける。質問については内容を簡潔かつ明確に記入することとし、かつ質問書を送信した場合は、送信したことを電話で連絡するこ

と。

ウ 送付先

電子メール kodomo@city.kariya.lg.jp

(2) 留意事項

ア 応募に関する事前申出

応募検討事前申出書を提出しない場合は、その後の応募申込みはできない。

イ 質問

審査選定内容や法、支援法及び設備運営基準等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等に関する質問については回答できかねるため、受け付けない。質問は電子メールで回答する。

7 応募申込みについて

応募検討事前申出書を提出

(1) 申込方法

受付期間	令和7年8月25日（月）から令和7年9月5日（金）まで 閉庁日を除く午前9時から午後5時まで ※ 電話にて予約の上、提出場所に直接提出すること（郵送・FAX・電子メール不可）。 ※ 書類不備の場合は受付できないため、期日に余裕をもって提出すること。
提出場所	愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所2階 子ども課 電話0566-62-1014（直通）
提出書類	私立保育園（北部地域）運営事業者募集に関する提出書類一覧（別紙1）を参照すること。

提出部数	正本 1 部 副本（正本の写し） 9 部 ※ 提出部数が別紙 1 で指定されている場合は、それに従うこと。 ※ 副本は、左綴じで両面印刷とすること。
応募経費	応募に際し必要な経費は事業者の負担とする。

（２）提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に示す体裁を整えること。

- （ア）所定の様式や指定がされているもの以外は原則 A 4 判とし、図面は A 3 判とする。ただし、官公署発行書類及び既存のパンフレット等は、この限りでない。
- （イ）新たに作成する書類の文字の字体は明朝体で統一し、読みづらくなならないよう文字の大きさ等に配慮すること。
- （ウ）提出書類は、パイプ式ファイル、バインダー等による 2 穴綴じとすること。
- （エ）提出書類の種類ごとに、インデックス（私立保育園（北部地域）運営事業者募集に関する提出書類一覧（別紙 1）の提出書類番号）を付した間紙を入れること。
- （オ）ファイル、バインダー等の表紙及び背表紙には、記載例を参考に次の事項を記載すること。
 - a 私立保育園（北部地域）運営事業者審査申込書
 - b 正本・副本の別
 - c 法人等の名称

【記載例】

[表紙]

私立保育園（北部地域）

運営事業者

審査申込書

〈正本〉

1 2 3

[背表紙]

私立保育園（北部地域）運営
事業者審査申込書
〈正本〉
法人等の名称

（３）応募に関する留意事項

ア 提出書類

提出書類に関係のない単なるＰＲ等を目的としたパンフレットは添付しないこと。（提案説明に必要があれば添付を妨げるものではない。）

イ 提出書類の返却

本市に提出した書類等は返却しない。

ウ 提案内容変更の禁止

提出書類の内容を後日変更することは禁ずる。

エ 虚偽の記載をした場合の無効

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

オ 事業者の公表

募集保育園の運営法人に決定した事業者については、刈谷市ホームページ上で公表する。

カ 情報公開

提出された提案書等は刈谷市情報公開条例の対象行政情報となるため、公開されることを前提として作成すること。なお、法人の魅力を伝える上で内部秘密等を提案書等に掲載する場合、公開されることにより不利益を被るおそれのある情報については切り分けて別紙として集約し、公開対象

外の書類としてまとめるなど適切な措置を講ずるものとする。

キ 応募の辞退

書類提出後に辞退する際には、申込辞退届（様式第7号）を刈谷市次世代育成部子ども課へ提出すること。

8 審査について

(1) 選定方法

有識者等で構成する刈谷市認可保育所設置運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、書類審査及びプレゼンテーション審査(ヒアリングを含む。)を行い、委員会は、私立保育園(北部地域)運営事業者選定に関する審査基準表(別紙2)に基づき採点し、合計点が最も高い応募者を運営事業者として選定する。

<プレゼンテーション審査>

① 開催日時・場所(予定)

令和7年9月30日(火)・刈谷市役所

※時間等の詳細は対象者に通知する。

② 出席者・発表者(5人以内)

応募した法人の代表者、法人の経理担当者、施設長就任予定者等、保育内容の説明ができる者に限る。

③ 内容(1事業者30分)

(1) プレゼンテーション(15分)

- ・応募動機や保育理念・基本方針
- ・施設整備に関する計画
- ・その他アピールしたいこと

(2) 質疑応答(15分)

(2) 事業者の決定

本市は、委員会の選定結果を踏まえて運営事業者(以下「決定事業者」という。)を決定する。ただし、提案内容によって、本市は決定事業者なしと決定する場合がある。

(3) 選定結果の通知等

選定結果は、選定後速やかに文書により通知する。

なお、審査の結果、不採択となったことによる応募事業者の不利益については、本市は一切その責を負わないものとする。

また、既に進めている計画等に対する経費等に対する賠償は、一切受け付けない。

9 事業者選定スケジュール

募集要項の公表	令和7年7月1日（火）
事前申出書提出・質問受付	令和7年7月1日（火）～同月11日（金）
審査申込書受付	令和7年8月25日（月）～令和7年9月5日（金）
審査（委員会審査） プレゼンテーション審査	令和7年9月30日（火）
決定事業者公表	令和7年10月上旬
開園	令和10年4月1日予定

10 その他留意事項

- （1）この要項に基づいて、提出された書類に記載された内容で、評価に影響を与えるものは、原則として20年間は遵守して運営を行うこと。
- （2）決定事業者は、原則として辞退できない。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。
- （3）本市は、必要に応じて関係機関（官公庁等）へ問い合わせを行うことがある。
- （4）決定事業者として選定された場合であっても、その後、この要項、添付書類及び条例等の関係規定に基づいた整備を行えなかった場合、決定事業者としての地位を取り消すことがある。
- （5）施設整備等について、就学前教育・保育施設整備交付金を活用する場合に、当該交付決定が受けられないときは、当該事業を延期又は中止することがある。
- （6）本市は、運営事業者決定後に、決定事業者が次に定める事項に該当した場合には、当該決定を取り消すことができる。なお、当該決定を取消しされた場合、今後の本市保育所等公募において応募できない場合がある。
 - ア 法人側の不作為により、この要項の条件の履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合
 - イ 当初計画の資金計画又は提案内容に大きな変更があった場合
 - ウ 施設長を変更（決定事業者から変更）した場合
 - エ 次に定める事項により、令和10年4月1日の開園及び園児の受入れに

支障を来すおそれがある場合

(ア) 職員や保育従事者等の人員確保が見込めない場合

(イ) 募集保育園設置に係る関係法令の許可等がされる見込みがない場合
又は当該許可等の時期が遅延したことにより募集保育園設置が遅延すると見込まれる場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、本市が決定事業者としてふさわしくないと判断した場合

(7) 認可保育事業の開始後、法人所轄庁による監査等で指導された場合は、その指導に従うこと。

(8) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合は、募集を中止することがある。

(9) 予算措置がなされない場合は、補助金の交付を行うことができない。

(10) 市街化調整区域の場合は、開発許可や建築許可、さらに農地の場合は農地転用許可の手続きが必要となるが、都市計画や農業振興地域制度等によりそれぞれ根拠法令等から福祉施設等を整備することができない地域もある。市の公募であるという理由だけで市街化調整区域の農地転用等の各種許可が可能となるわけではないことに留意し、必要に応じて市農政課及び建築課等に事前相談を行うこと。

(11) 運営事業者の応募がなかった場合又は本市が決定事業者なしと決定した場合は、再度募集を行うことがある。

(12) この要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。

【募集に関する問い合わせ先】

刈谷市次世代育成部子ども課管理係

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 0566-62-1014 (直通)

電子メール kodomo@city.kariya.lg.jp

(別紙1)

私立保育園（北部地域）運営事業者募集に関する提出書類一覧

提出書類番号	項目	内容等	様式	提出必須
	応募検討事前申出書	応募検討事前申出書（7月11日までに提出）	様式第1号	○
	申込みに係る質問書	質問する場合のみ提出	様式第2号	
1	審査申込書	審査申込書	様式第3号	○
2	審査申込誓約書	応募資格を有する旨等の誓約書	様式第4号	○
3	施設整備資金計画書	施設整備資金計画書	様式第5号	○
4	事業計画書	事業計画書 ・できるだけ具体的に記入すること	様式第6号	○
5	事業計画書に係る補足資料（応募事業者が現に運営する保育所のもの等※）	事業者代表者の履歴書	任意様式	
6		事業者案内のパンフレット及び運営規程等	任意様式	
7		既存運営施設案内のパンフレット等	任意様式	
8		事業計画（最新のもの）	任意様式	
9		保育・教育課程及び指導計画（最新のもの）	任意様式	
10		デイリープログラム（最新のもの）	任意様式	
11		アレルギー等対応・食育・地産地消・健康に関する取組に関する資料	任意様式	
12		献立表（令和7年4月・5月分）	任意様式	
13		給食の衛生管理に関する資料	任意様式	
14		令和7年度研修計画書	任意様式	
15		防災対策マニュアル	任意様式	
16		令和7年度避難訓練計画及び避難訓練結果	任意様式	
17		防犯対策マニュアル	任意様式	
18		事故防止対策及び事故対応マニュアル	任意様式	
19		個人情報保護に関するマニュアル等	任意様式	
20	工程表	各種手続を含めた開園までの工程表	任意様式	○
21	土地建物計画書類	施設整備を行う土地の地図、現況写真、登記簿謄本、土地売買又は賃借契約内諾書 建物デザイン（配置図、平面図、立面図及び各室別面積表等）	任意様式	○
22	団体に関する書類	定款・規約の写し	任意様式	○
23		役員及び評議員等の名簿	任意様式	○
24		法人登記事項証明書及び印鑑証明書（作成後、6ヵ月以内のもの）		○
25		直近3年度の所轄庁からの指導監査等指摘事項及び同改善状況報告書の写し		○
26		直近3年度の法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書		○
27		直近3年度の貸借対照表及び損益計算書		○
	申込辞退届	辞退する場合のみ提出	様式第7号	

※ 現に運営する保育所が複数ある場合は、募集保育園の定員に最も規模に近い保育所の資料を添付してください。

私立保育園（北部地域）運営事業者選定に関する審査基準表

審査項目			審査内容	確認書類・方法	配点	
1 法人に関する事項	(1) 事業実績		市内で認可保育所を運営しているなど	・ 様式第6号1	10	
	(2) 運営理念		事業者の運営理念について	・ 様式第6号1 ・ 提出書類番号5, 6	5	
2 保育所運営に関する事項	(1) 応募動機や保育理念・基本方針	ア 応募動機 イ 保育理念・基本方針	応募動機について 保育理念・基本方針について	・ 様式第6号2(1)		5
	(2) 募集保育園の概要	ア 定員 イ 開園時間 ウ 地域子ども・子育て支援事業等	提案予定の定員について 延長保育、休日保育等、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時保育、病児・病後児保育の事業内容等について	・ 様式第6号2(2)	5	
	(3) 保育事業の内容	ア 事業計画 イ 保育・教育課程及び指導計画 ウ デイリープログラム エ 障害児等の受入れ オ 独自の取組	事業計画について 各年齢に応じた保育内容について 1日の保育の流れの考え方について 特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児等の受入れについて、考え方や今までの実績及び今後の取組について 保育所の運営全体を通して、募集保育園での独自の取組の有無と内容について	・ 様式第6号2(3) ・ 提出書類番号7, 8, 9, 10	10	
		(4) 給食	ア 食育・地産地消・健康、栄養管理	食育や地産地消、健康に関する取組について アレルギー対策を始めとする児童の栄養管理に関する取組について	・ 様式第6号2(4)ア ・ 提出書類番号11, 12	5
			イ 衛生管理	給食の衛生管理に関する取組について	・ 様式第6号2(4)イ ・ 提出書類番号13	5
3 職員	(1) 施設長就任予定者の経験		募集保育園の施設長就任予定者の認可保育所又は認定こども園での施設長経験について	・ 様式第6号3(1)	5	
	(2) 職員配置		募集保育園の主任保育士、副主任保育士就任予定者の保育士経験年数及び職員配置に対する考え方について	・ 様式第6号3(2)		
	(3) 職員育成		職員の研修計画の考え方や具体的な育成方針について	・ 様式第6号3(3) ・ 提出書類番号14	5	
	(4) 職員確保		通常保育、地域子ども・子育て支援事業等における職員の具体的な確保（経験者の配置等）の方法について	・ 様式第6号3(4)		

審査項目		審査内容	確認書類・方法	配点
4 危機管理	(1) 防災対策 (2) 防犯対策	防災対策に実効性のある取組及び工夫がされているか 防犯対策に実効性のある取組及び工夫がされているか	・ 様式第6号4(1)(2) ・ 提出書類番号 15, 16, 17	5
	(3) 事故防止対策及び事故対応	事故防止対策及び事故対応の取組について	・ 様式第6号4(3) ・ 提出書類番号 18	10
5 保護者との連携	(1) 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処方法 (2) 保護者との連携や育児支援	保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処方法について 保護者との連携や育児支援に関する取組について	・ 様式第6号5	5
6 施設整備に関する計画	(1) 立地、整備スケジュールについて	保育事業を実施する上で適切な立地であるか 整備スケジュールの妥当性について	・ 様式第6号6(1) ・ 提出書類番号 20, 21	5
	(2) 施設・整備、園庭、駐車場について	施設・設備、園庭が園児の生活を考慮したものとなっているか 送迎時における駐車場や道路への安全対策を講じているか	・ 様式第6号6(2)(3)(4) ・ 提出書類番号 20, 21	10
	(3) 施設整備資金について	評価点 = $5 \times \text{応募法人のうち最も低い施設整備費} \div \text{評価する応募法人の施設整備費}$ (小数点以下切捨て)	・ 提出書類番号 3	5
7 財務状況		財務状況の健全性について	・ 提出書類番号 3 ・ 提出書類番号 26, 27	10
配点計				100

提出書類番号は「私立保育園（北部地域）運営事業者募集に関する提出書類一覧」を参照してください。